

ものづくりのまち井原創業支援奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の特色である製造業を中心とした創業を支援することにより、市内の雇用創出及び地域経済の成長発展を促進することを目的として、十分な計画性を持って、工場等を建設し、事業を開始する民間事業者に、予算の範囲内でものづくりのまち井原創業支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造工場 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）のうち、大分類に規定する製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をいう。
- (2) 研究所等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 工業製品に係る研究所
 - イ バイオテクノロジーに係る研究所
 - ウ 光通信又は電気通信に係る研究所
 - エ ソフトウェアハウス
 - オ システムハウス
 - カ 高度情報処理産業に係る事業所
 - キ 高度な機械修理業に係る事業所
 - ク ディスプレイ業に係る事業所
 - ケ 非破壊検査業に係る事業所
 - コ デザイン業に係る事業所
 - サ 機械設計業に係る事業所
 - シ エンジニアリング業に係る事業所
 - ス その他本市における産業構造の高度化及び多角化に寄与するとして市長が認める研究所又は事業所
- (3) 総事業費 第7条に規定する事業の認定後3年間に係る必要な資金の合計額をいう。
- (4) 自己資金 第7条に規定する事業の認定後3年間で当該事業に充てる資金（当該事業における借入金及び売上金を除く。）をいう。
- (5) 会社の役員 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項の規定により会社法による株式会社として存続する有限会社を含む。）の取締役及び会計参与をいい、監査役は除く。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各

号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に製造工場又は研究所等（以下「工場等」という。）を設置しようとする法人。
ただし、会社法第2条第3号に規定する子会社を除く。
- (2) 十分な調査研究に基づく計画性があり、かつ継続発展する見込みのある事業であり、本市の行う審査で適当であると認められる事業を計画する者
- (3) 奨励金の初回の交付日から10年間、市内に本社を有する者
- (4) 第7条に規定する事業の認定日（以下「認定日」という。）から3年以内に第7条で認定を受けた計画に基づく事業を開始し、10年間継続する者
- (5) 初回の交付申請の日から前号に規定する期間において、井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者
- (6) 役員が、井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不適当と認める者でない者
- (7) 市税を滞納していない者

2 交付対象者は、認定日から3年以内に市内において固定資産（土地、家屋及び償却資産）を取得したときは、その資産を10年間保有しなければならない。ただし、事業拡大に資する場合その他市長が必要と認める場合はこの限りでない。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、2,000万円から1億円までの範囲内において市長が必要と認める額とし、総事業費から自己資金を差し引いた金額を上限とする。

（認定申請者及び認定申請）

第5条 事業の認定を受けることができる者は、会社の役員でない個人又は認定申請時において法人設立から3年以内でかつ代表者が他の会社の役員でない法人とする。

2 事業の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、ものづくりのまち井原創業支援奨励金認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 創業計画書（様式第2号）
- (2) 創業に係る経費及び積算内容が確認できる書類（工事費内訳書、見積書等の写し）
- (3) 工場等の予定箇所に係る土地及び建築物の詳細な図面及び写真
- (4) 工場等の建設計画概要
- (5) 土地及び建物の所有者を特定できる書類（不動産登記事項証明書等）
- (6) 法人の場合は法人登記全部事項証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（審査）

第6条 市長は、認定申請書を受理したときは、奨励金に係る審査を行う認定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、申請内容を審査するものとする。

2 審査会に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

（認定等）

第7条 市長は、審査会における審査結果を踏まえ、認定の可否を決定し、ものづくりのま

ち井原創業支援奨励金事業認定通知書（様式第3号）又はものづくりのまち井原創業支援奨励金不認定通知書（様式第4号）により、認定申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第8条 前条の規定による認定通知を受けた認定申請者（以下「認定者」という。）が、認定に係る創業計画の内容を変更しようとするときはものづくりのまち井原創業支援奨励金事業変更認定申請書（様式第5号。以下「変更認定申請書」という。）を、事業を中止しようとするときはものづくりのまち井原創業支援奨励金事業中止届出書（様式第6号。以下「中止届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要であれば第6条に規定する審査を行い、適当と認めるときは、変更認定を行い、ものづくりのまち井原創業支援奨励金事業変更認定通知書（様式第7号）により認定者に通知するものとする。
- 3 中止届出書を市長が受理したときは、前条の規定による認定通知は、その効力の全部又は一部を失うものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による認定又は前条第2項の規定による変更認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。
- (2) 前条第1項の規定による変更の手続によることなく、認定内容を変更したとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。
- (4) 前3号のほか、市長が事業の認定を不適当と認めるとき。

（交付申請等）

第10条 第7条により認定を受け、奨励金を受けようとする法人（認定を受けた個人が設立した法人を含む。以下「交付申請者」という。）は、ものづくりのまち井原創業支援奨励金交付申請書（様式第8号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第9号）
- (2) 法人登記全部事項証明書
- (3) 定款（初回申請時のみ）
- (4) 法人及び代表者の市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する交付申請は、認定日の属する年度の翌年度から3年度以内に行うこととし、一の年度につき1回限りとする。

（交付決定）

第11条 市長は、交付申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付決定を行い、ものづくりのまち井原創業支援奨励金交付決定通知書（様式第10号）により交付申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第12条 奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の通知を受

けたときは、ものづくりのまち井原創業支援奨励金請求書（様式第11号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の支払）

第13条 市長は、請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたとき
- (2) 正当な理由によることなく、第3条第1項各号及び同条第2項に規定する交付対象者の要件を満たさなくなったとき
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が奨励金の交付を不適当と認めたとき

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、ものづくりのまち井原創業支援奨励金交付決定取消通知書（様式第12号）により、交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告義務及び報告審査会）

第16条 交付決定者は、認定日から3年を経過する日まで、四半期毎にものづくりのまち井原創業支援奨励金事業実施状況報告書（四半期報告）（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、認定日から事業の開始後10年を経過する日まで、毎年度、ものづくりのまち井原創業支援奨励金事業実施状況報告書（年度報告）（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の報告書の提出期限は、市長が別に定める。

4 市長は、第1項及び第2項の報告書を受理したときは、当該報告書に係る審査を行う報告審査会（以下「報告会」という。）を設置することができるものとする。

5 報告会に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

（調査）

第17条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対し必要な書類の提出を求め、又は調査することができる。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年井原市告示第123の2号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年度井原市告示第84号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。